

一般用医薬品の販売体制にかかる規制改革会議の見解

平成 21 年 4 月 2 日
規 制 改 革 会 議

平成 21 年 6 月 1 日に予定される改正薬事法の完全施行を控え、インターネットを含む通信販売（以下、「インターネット販売等」とする。）による一般用医薬品の販売について、これまで認められていた販売対象範囲が狭められる省令案の見直しを求め、当会議は、昨年 11 月 11 日に意見書（インターネットを含む通信販売による一般用医薬品の販売規制に関する規制改革会議の見解）を公表した。

しかしながら、厚生労働省からは、本年 2 月 6 日付で、当初案通りの「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」が公布された。これを受け、改めて当会議の考え方を下記の通り提示する。

記

- 前述の意見書で示した当会議の意見が受け容れられることなく、また、省令案に対するパブリックコメントに寄せられた 97%の意見が規制導入に反対であったにもかかわらず、厚生労働省が当初案通りの省令を公布したことは、極めて遺憾である。
- 他方、こうした声に押され、省令公布後ではあるが、国民が医薬品を適切に選択し、かつ適正に使用することができる環境づくりのための国民的議論を行うことを目的として、「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」が設置された。現在、当該検討会で検討が重ねられているところであるが、改正薬事法が全面施行される本年 6 月までに所要の結論を得て、必要な措置を講ずるべきである。また、その際には、安全性の確保を大前提とした上で、消費者が享受すべき利益が毀損されることのないよう、事業者間のイコール・フッティング、公平性が確保された IT 時代に相応しい新たなルール整備がなされるべきである。
- 万一、期日までに結論が得られない場合には、消費者やインターネット販売等を行っている薬局及び店舗販売事業者への影響を緩和する観点から、結論を得るまでの間、現在認められている販売対象範囲を継続して容認する経過措置を設ける等、何らかの対応がなされるべきである。

以 上